



アスター

# 梶 税務経営ニゴース



編集 発行人  
**梶 義明**  
 税理士  
**梶 久男**  
 税理士

〒933-0849  
 高岡市横田本町10-7  
 ダイキビル2F  
 TEL 0766(25)7722(代)  
 FAX 0766(25)7723  
<http://kaji.zei-mu.jp>

## 10月

(神無月) OCTOBER

9日・体育の日

| 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|----|----|----|----|----|----|----|
| 1  | 2  | 3  | 4  | 5  | 6  | 7  |
| 8  | 9  | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |
| 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
| 29 | 30 | 31 | .  | .  | .  | .  |

### ワンポイント 議決権制限株式の発行限度撤廃

株式会社は、権利内容が同一の「普通株式」のほか、配当が優先するなど権利内容が異なる「種類株式」を発行することができ、議決権制限株式もその一つ。新会社法では、株式譲渡制限会社に限り、これまで発行済株式総数の2分の1までとされていた議決権制限株式の発行限度枠を撤廃しました。

## 10月の税務と労務

- 国 税 / 9月分源泉所得税の納付 10月10日
- 国 税 / 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知 10月16日
- 国 税 / 8月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 10月31日
- 国 税 / 2月決算法人の中間申告 10月31日
- 国 税 / 11月、2月、5月決算法人の消費税等の中間申告 (年間3回の場合) 10月31日
- 地方税 / 個人の道府県民税及び市町村民税の第3期分納付 市町村の条例で定める日
- 労 務 / 労働者死傷病報告(7月~9月分) 10月31日
- 労 務 / 労災の年金受給者の定期報告 (7月~12月生まれ) 10月31日

# 地震対策税制の創設

## 耐震改修促進税制と地震保険料控除

### 1 制度創設の趣旨

我が国は、世界でも類を見ないほどの地震国で、最近においても地震が頻発しており、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況です。そこで、昨年十一月には建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）が改正され、同法に基づき本年一月に国土交通大臣が定めた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」においては、住宅の耐震化率を現在の七五％から平成二十七年までに少なくとも九〇％にすることが目標とされています。

この目標を達成するためには、所有者等に相当の費用負担が生じることから、地域の補助制度及び税制により一体的に支援することが効率的であるとの認識の下、平成十八年度税制改正で地方公共団

体が住宅耐震改修に関する補助事業を行っている区域に限り優遇税制が適用されています。

また、地震保険に加入して、自らの資産を保全し、被災後の生活の安定を確保しておくことも有効な手段であることから、一層の普及率向上のため、自助努力を支援する観点から地震保険料控除が創設されています。

### 2 住宅等に係る耐震改修促進税制

#### (1) 所得税

##### 制度の概要

居住者が、平成十八年四月一日から平成二十年十二月三十一日までの間に、一定の区域内において、旧耐震基準（昭和五十六年五月三十一日以前に建築されたもの）により建築された住宅の一定の耐震改修工事を行う場合、その耐震改修工事に要

【図表1 阪神・淡路大震災の被害の状況】  
死者数の約9割が住宅の倒壊によるもの。

|                         | 死者数          |
|-------------------------|--------------|
| 家屋、家具類等の倒壊による圧迫死と思われるもの | 4,831 (88%)  |
| 焼死体（火傷死体）及びその疑いのあるもの    | 550 (10%)    |
| その他                     | 121 (2%)     |
| 合計                      | 5,502 (100%) |

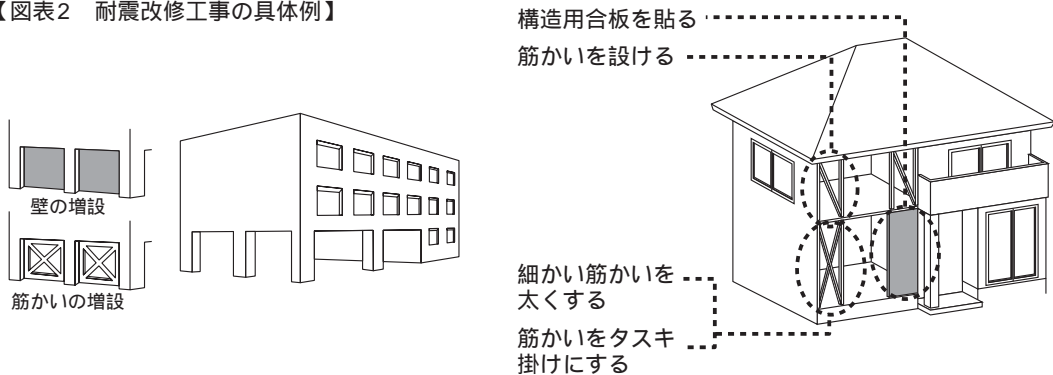
平成7年度版「警察白書」より（平成7年4月24日現在）警察庁調べ

した費用の一〇％相当額（二〇万円を限度）を所得税額から控除することができます。

一定の区域とは、次の計画の区域とされています。

- ・「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の

【図表2 耐震改修工事の具体例】





整備等に関する特別措置法」の地域住宅計画

- ・「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の耐震改修促進計画

- ・住宅耐震改修促進計画（地方公共団体が地域の安全を確保する見地から独自に定める計画）

適用対象となる家屋

昭和五十六年五月三十一日以前に建築された家屋で、適用を受けようとする者の居住の用に供している家屋です。また、その者が居住の用に供する家屋を

二以上有する場合には、これらの家屋のうち、その者が主としてその居住の用に供すると認められる一の家屋に限ります。

適用対象となる耐震改修

大地震の被害は、住宅の倒壊によるものがほとんど（図表1参照）であることから、耐震改修とは、地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替えをいい、具体例としては、図表2のようなものです。

適用を受けるための手続き

確定申告書に、本特例の特別控除額についての記載があり、かつ、次の書類の添付がある場合について適用されます。

イ 控除する金額の計算に関する明細書

ロ 地方公共団体の長が発行する次の事項が記載された書類

- ・ 所定の区域内にある家屋である旨

- ・ 住宅耐震改修を行った家屋である旨

- ・ 住宅耐震改修に要した費用の額

(2)

**固定資産税**

平成十八年一月一日から二十

七年十二月三十一日までの措置として、昭和五十七年一月一日以前から存している住宅に対して、一定の耐震改修工事（三〇万円以上のもの）を行った場合、その住宅の二二〇㎡相当分までにつき、固定資産税が以下のように減額されます。

平成十八～二十一年に工事

…三年間二分の一に減額

平成二十二～二十四年に工事

…二年間二分の一に減額

平成二十五～二十七年に工事

…一年間二分の一に減額

なお、減額を受けようとする者は、地方公共団体、建築士、指定住宅性能評価機関または指定確認検査機関が発行した証明書を添付して、改修後三月以内に市町村に申告する必要があります。

### 3 事業用建築物に係る耐震改修促進税制の創設（所得税・法人税）

建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正に伴い、青色申告書を提出する事業者が、平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に、耐震診断により耐震改修が必要とされた特定建築

物について同法の計画の認定を受けた計画に基づき耐震改修工事を行う場合には、その工事に伴い取得等する建物部分の取得価額の一〇%の特別償却を行うことができます。

### 4 地震保険料控除

平成十九年分以後の所得税（個人住民税は平成二十年度分以後）から損害保険料控除が地震保険料控除に衣替えします。

居住用家屋・生活用動産を保険目的とし、かつ、地震等を直接又は間接の原因とする火災等による損害により生じた損失の額をてん補する保険金等が支払われる損害保険契約等に係る地震保険料については、五万円（個人住民税は二万五千元）を限度として所得控除されます。

なお、既契約者への配慮として、平成十八年末までに締結した一定の長期損害保険契約等に係る保険料等については、従前の損害保険料控除を適用可能とする経過措置が講じられています。

この場合でも合わせて五万円（個人住民税は二万五千元）が限度となります。



## 生命保険付ローンで 不動産を取得した場合

**Q** 私は、昨年マイホームを購入しましたが、自己資金の不足分は、A銀行から融資を受けています。この住宅ローンには以下の生命保険が付いていますが、私は確定申告の際、生命保険料控除を受けることができますか？

契約者、受取人...A銀行

被保険者...私

保険金額...保険事故発生時の債務残額相当額

保険料負担者...A銀行

また、住宅ローン完済前に私が死亡した場合に免除される残債相当額は税務上、どのように取り扱われますか？

### 1. 所得税関係の取扱い

**A** 生命保険料控除の対象となる生命保険契約等とは、納税者が支払った

生命保険料に係る生命保険契約のうち保険金の受取人のすべてが保険料の負担者又はその親族等である場合に限られています。

したがって、ご質問の場合、保険金受取人及び保険料負担者が共にA銀行ですので、その支払保険料について、あなたが生命保険料控除の適用を受けることはできません。

また、死亡事故発生による住宅ローンの残債務の免除に関してはあなた及びあなたの相続人について所得税の課税関係は生じません。

### 2. 相続税関係の取扱い

あなたが住宅ローンを完済する前に死亡した場合のA銀行からの債務の免除に関しては、相続と同時にその債務は消滅したものと考えられます。したがってこの死亡保険金は相続税法で定めるみなし相続財産には該当しません。

また、相続人に承継される債務もないものとして取り扱われます。

## ホームページの制作費用

中小企業も広告・宣伝用としてインターネット上にホームページを開設するところが増えってきましたが、掛かった費用について、広告宣伝費等として一時の損金にするか、繰延資産として償却するのか取扱いに迷うところです。

ホームページは通常、企業や新製品の広告のために制作されるもので、その内容も頻繁に更新されることから、開設の際の制作費用の支出の効果が1年以上には及ばないと考えられますので、ホームページの制作費用は、原則として、支出時の損金として取り扱うことができます。ただし、ホームページの内容を更新せず使用期間が1年を超える場合の制作費用は、その使用期間に応じて償却する必要があります。

なお、制作費にプログラムの作成費用（ソフトウェアの開発費用）が含まれるようなホームページについては、プログラムの作成費用に相当する金額は無形減価償却資産（ソフトウェア）として5年償却となります。



## メーカーが掛金を負担する傷害保険

**問**

当社は自転車のメーカーですが、製品の販売促進を目的として、商品付帯方式で交通傷害保険をサービスしています（購入者は個人に限定）。掛金は当社で負担しますが、保険金は購入者に支払われます。

**答** 1 保険料について（法人税）  
貴社が負担した保険料は、一般的には販売促進費として考えられますから保険料の支払期日の属する事業年度の損金とされます。

2 保険金について（所得税）  
購入者が、身体の障害に基因して受け取る損害保険契約に基づく保険金は、所得税法上非課税とされます。